



# 5月・6月の予定



## 5月

## 6月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3 憲法 記念日	4 みどりの 日	5 こどもの 日	6
7	8	9	10 ①	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24 サロン セミナー	25	26	27
28	29	30	31 ②			

月	火	水	木	金	土	日
				1 ③	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
④						
18 サロン セミナー	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

### 《5月》

- ①源泉徴収税額、特別徴収税額(4月分)の納付期限、4月入社員の雇用保険資格取得届の提出期限(5月10日まで)
- ②社会保険料、児童手当拠出金(4月分)の納付期限(5月31日まで)
- ※1)3月決算法人の確定申告と納税、9月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(→決算応当日まで)
- ※2)自動車税の納付期限(各自治体の指定日まで)
- ※3)固定資産税・都市計画税の納付期限(各市町村の指定日まで)

### 【その他】

・5月中到着予定の『2017年度分個人住民税特別徴収額の通知書』を確認し、各個人に通知するとともに、6月からの住民税徴収額を変更。

### 《6月》

- ③労働保険年度更新手続き受付開始(6月1日～7月10日まで)
- ④源泉徴収税額、特別徴収税額(5月分)の納付期限(6月10日が休日のため6月11日まで)
- ⑤社会保険料、児童手当拠出金(5月分)の納付期限(6月30日が休日のため7月2日まで)
- ※3)4月決算法人の確定申告と納税、10月決算法人の中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)

### 【その他】

・6月支給給与計算後、7月10日までに提出すべき健保・厚年の被保険者報酬月額算定基礎届の作成準備開始。  
・6月からの労働保険年度更新に備え、賃金総額集計等、準備の開始。(※申告期限7月10日(火))

しょうの  
税理士 上能 はいつでも、どこへでもでかけていきます。

お気軽に声をかけて下さい。

また、お近くへお越しの際は、いつでもお気軽にお越し下さい。社員一同お待ちしております。

## イベント紹介



平成30年3月31日(土)  
入社式にてフレッシュな社員が2名入社致しました。

## ～お知らせ～

当社は、5月～10月の半年間、クールビズを実施させていただきます。この期間、当社は、スーツ上着・ネクタイ等を着用いたしません。ご理解賜りますようよろしくお願い致します。

